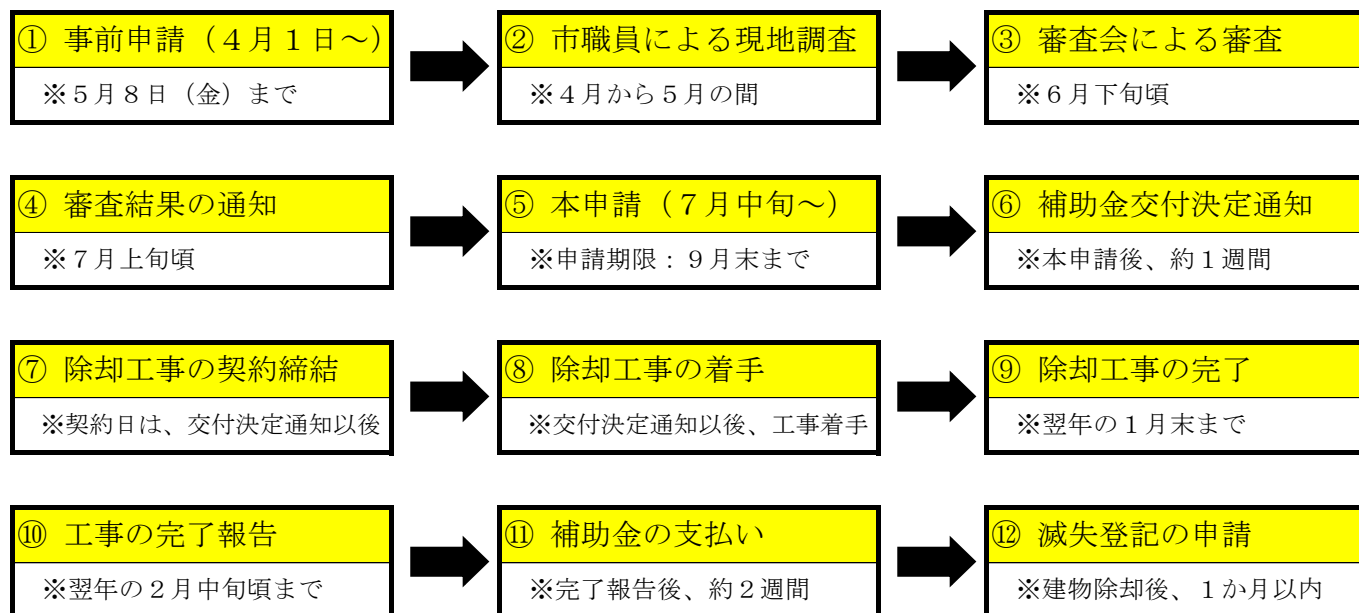


八幡浜市老朽危険空家除却事業補助金申請の流れ

【事前申請期間】

令和8年4月1日（水）から5月8日（金）まで（期限厳守・郵便可）

【申請の流れ】



【注意事項】

- 翌年1月末までに除却工事を完了できるように、審査結果の通知までに除却事業者に事前に見積りを依頼することをおすすめします。審査結果の通知後では、除却事業者への依頼が多くなり、見積りに時間がかかることがあります。
- 遺産分割協議前で建物の権利関係者が複数いる場合は、除却工事が円滑に進むよう、事前に除却について同意を得るなどの準備をお願いします。
- 除却工事の契約締結および工事の着手は、補助金交付決定通知以後をお願いします。通知前の契約や工事着手は、補助金の交付対象外となりますのでご注意ください。
- 例年、除却事業者への依頼や書類提出が遅れ、工事完了が期限間近となる事例があります。年度内に事業が完了しない場合、補助金の交付対象外となりますのでご注意ください。
- 建物の登記がある場合、不動産登記法の規定により、除却から1か月以内に法務局へ滅失登記の申請が必要です。申請を怠ると10万円以下の過料（罰則）が科されることがありますのでご注意ください。